

## 中央区立女性センター条例（平成五年三月中央区条例第三号）の一部改正（案）

新	旧												
<p style="text-align: center;">中央区立男女平等センター条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、中央区立男女平等センター（以下「男女平等センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 女性の地位向上と社会参加を促進するとともに、男女平等社会の実現を図るため、中央区（以下「区」という。）に男女平等センターを設置する。</p> <p>2 男女平等センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">名 称</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中央区立男女平等センター</td> <td style="text-align: center;">東京都中央区湊二丁目一番二号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ブーケ 21</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第一項に定めるもののほか、男女平等センターの施設の一部を集会施設として利用に供することができる。</p> <p>(事業)</p> <p>第〇条 男女平等センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 男女平等に係る情報の収集、発信及び提供に関すること。</p> <p>二 男女平等意識の普及及び啓発並びに男女の相互理解の促進に関すること。</p>	名 称	位 置	中央区立男女平等センター	東京都中央区湊二丁目一番二号	ブーケ 21		<p style="text-align: center;">中央区立女性センター条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、中央区立女性センター（以下「女性センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 女性の地位向上と社会参加を促進することにより、男女平等社会の実現を図るため、中央区（以下「区」という。）に女性センターを設置する。</p> <p>2 女性センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">名 称</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中央区立女性センター</td> <td style="text-align: center;">東京都中央区湊二丁目一番二号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ブーケ 21</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第一項に定めるもののほか、女性センターの施設の一部を集会施設として利用に供することができる。</p> <p>新設</p>	名 称	位 置	中央区立女性センター	東京都中央区湊二丁目一番二号	ブーケ 21	
名 称	位 置												
中央区立男女平等センター	東京都中央区湊二丁目一番二号												
ブーケ 21													
名 称	位 置												
中央区立女性センター	東京都中央区湊二丁目一番二号												
ブーケ 21													

新	旧
<p>三 男女平等に係る相談に関する事。</p> <p>四 女性の社会参画の支援に関する事。</p> <p>五 多様性を尊重する社会の推進に関する事。</p> <p>六 団体及び個人の交流並びに諸活動の促進及び支援に関する事。</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和五年四月一日から施行する。</p>	